

八戸市公民館条例施行規則の一部改正(案)の概要について

1 改正理由

利用者の利便性向上のため、八戸市公民館使用許可申請書(複写式で使用許可書を兼ねる)及び公民館使用料減免申請書(複写式で減免決定通知書を兼ねる)の様式について、所要の改定をするためのもの。

2 改正内容

地区公民館利用者は町内会を始めとした、使用料減免団体の割合が多くを占める。

これらの団体は様式が別々であったことから、八戸市公民館使用許可申請書と公民館使用料減免申請書の2種類の帳票を記入していただいているが、記入内容が重複しており、利用者の負担となっている。

このことから使用許可申請書と使用料減免申請書の様式を統一し、4枚複写の帳票(別紙)を作成するため様式について所要の改正をするもの。

3 施行期日

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。